

生活保護受給者の自殺者数について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者の自殺者調べの概要及び留意点

- 本調べは、平成19年1月1日～平成21年12月31日の3年間に生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者(以下、「自殺者」という。)の状況をまとめたものである。
(注)自殺者とは、死亡診断書又は死体検案書若しくはケース台帳等から自殺又は自殺と推定される死亡者をいう。
- 平成22年1月21日に全国の自治体に依頼し、福祉事務所から都道府県本庁を通じて報告があったものを厚生労働省社会・援護局保護課において集計した。
- この調べは、毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものである。したがって、記憶の新しい直近年と比べて古い年次のデータには報告漏れがある可能性があり、年次推移を見る際にはこの点に留意する必要がある。
- 都道府県別の数値は、一都道府県当たりの件数が極めて少なく、結果が不安定であること、一個人の特定につながる可能性があることから公表は控える。

結果概要

- 生活保護受給者の自殺率は、平成19年で被保護人員10万対38.4、平成20年で同54.8、平成21年で同62.5となっており(注)、全国の自殺率よりも高い。
- その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患(うつ病、統合失調症、依存症)を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。(10ページ参照)

(注)年々増加傾向にあるが、この調べは毎年行っているものではなく、福祉事務所が過去3年間の状況について、職員の記憶やケース台帳を基にして報告しているものであるため、記憶の新しい直近年と比べて過年度分には報告漏れがある可能性があるため、厳密には推移は分析できない。

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
平成19年	577 人	被保護人員10万対 38.4	33,093 人	人口10万対 25.9
平成20年	843	54.8	32,249	25.3
平成21年	1,045	62.5	—	—

(注)自殺率は、人口(又は被保護人員)10万人当たりの自殺者数を示す。

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)

1 自殺者総数

- 生活保護受給者の自殺者数は、平成19年577人、同20年843人、同21年1,045人であり、3年間の累計で2,465人である。
- 男女別にみると、男が65.6%、女が34.4%となっている(累計)。

被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	性別	
			男	女
平成19年	人数	577	380	197
	構成割合	100.0%	65.9%	34.1%
平成20年	人数	843	553	290
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%
平成21年	人数	1,045	683	362
	構成割合	100.0%	65.4%	34.6%
累計	人数	2,465	1,616	849
	構成割合	100.0%	65.6%	34.4%

(参考)被保護者数

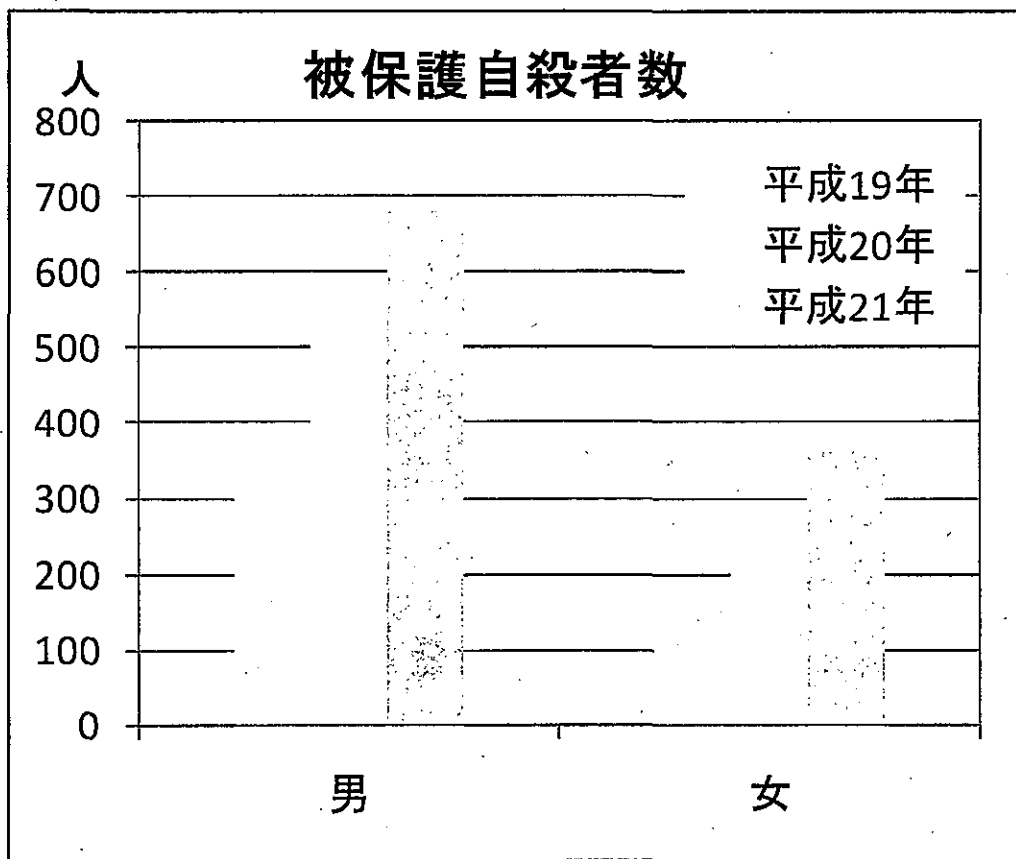
被保護者		総数	性別	
			男	女
平成20年	人数	1,537,893	716,873	821,020
	構成割合	100.0%	46.6%	53.4%

資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

(参考)一般自殺者数

一般自殺者		総数	性別	
			男	女
平成20年	人数	32,249	22,831	9,418
	構成割合	100.0%	70.8%	29.2%

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)



2 年齢階級別自殺者数

- 50歳代が全体の24.1%(累計)を占め、次いで60歳代(23.0%)、40歳代(17.4%)の順となっており、この傾向はほぼ3年間変わらない。
- また、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較しても、年齢階級別の順位は全く同じである。

年齢別被保護自殺者数

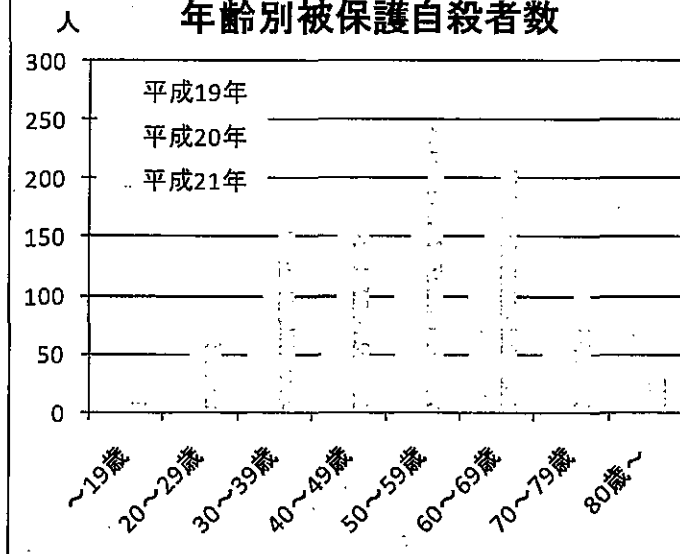
被保護自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成19年	人数		577	4	30	91	91	145	141	61	14
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
累計	人数	2,465	24	151	375	429	593	566	250	77	-
	構成割合	100.0%	1.0%	6.1%	15.2%	17.4%	24.1%	23.0%	10.1%	3.1%	-

(参考)年齢別自殺者数

全自殺者		総数	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳
平成20年	人数		32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%

資料：平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

年齢別被保護自殺者数



(参考) 年齢階級別自殺率

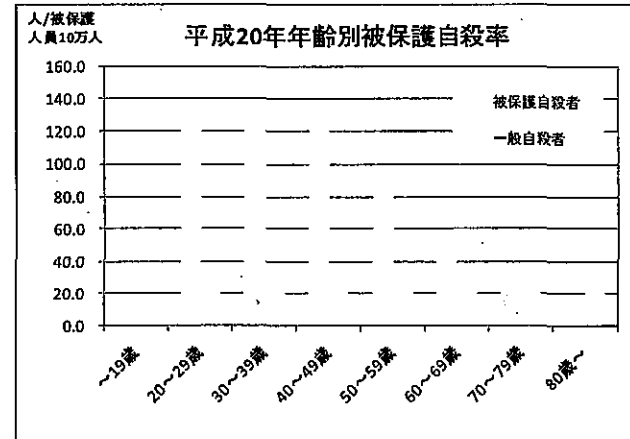
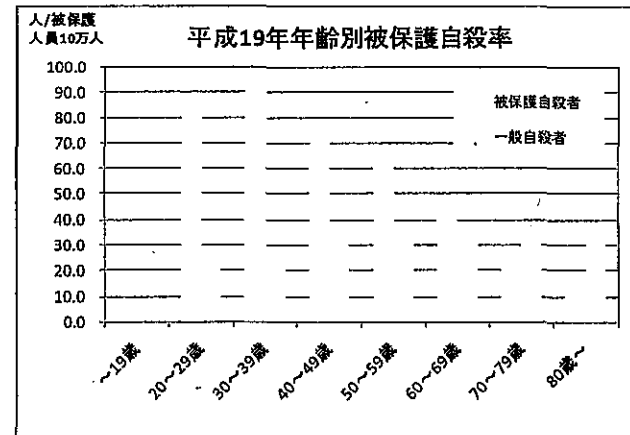
- 年齢階級別に自殺率をみると、20歳以上59歳以下で生活保護の自殺率が全国平均よりも高く、70歳以上になると全国平均よりも低くなっている。
- これは、自殺率の分母となる被保護者数のうち、20歳以上60歳未満では、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が高いことが原因と考えられる。

※精神疾患及び精神障害を有する被保護者の割合: 20歳未満 1.4%、20歳~59歳 33.7%、60歳以上 10.1%
(平成20年被保護者全国一斉調査(個別))

年齢別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	年齢階級									不詳
		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~		
平成19年	人数	577	4	30	91	91	145	141	61	14	-
	構成割合	100.0%	0.7%	5.2%	15.8%	15.8%	25.1%	24.4%	10.6%	2.4%	-
	自殺率	38.4	1.7	83.0	91.0	74.2	61.6	42.4	20.6	9.9	-
平成20年	人数	843	9	51	124	166	199	187	79	28	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.0%	14.7%	19.7%	23.6%	22.2%	9.4%	3.3%	-
	自殺率	54.8	3.8	139.2	123.5	127.5	87.5	54.6	25.2	18.8	-
平成21年	人数	1,045	11	70	160	172	249	238	110	35	-
	構成割合	100.0%	1.1%	6.7%	15.3%	16.5%	23.8%	22.8%	10.5%	3.3%	-
	自殺率	62.4	4.3	162.6	142.6	112.4	103.1	62.9	33.3	21.9	-

注) 自殺率は、被保護人員10万人当たりの自殺者数を示す。被保護人員は、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成21年は暫定集計)



(参考) 年齢別自殺者数

全自殺者	総数	年齢階級									不詳
		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~		
平成19年	人数	33,093	548	3,309	4,767	5,096	7,046	5,710	3,909	2,488	220
	構成割合	100.0%	1.7%	10.0%	14.4%	15.4%	21.3%	17.3%	11.8%	7.5%	0.7%
	自殺率	25.9	2.3	22.0	25.4	31.9	38.1	35.0	31.3	34.9	-
平成20年	人数	32,249	611	3,438	4,850	4,970	6,363	5,735	3,697	2,361	224
	構成割合	100.0%	1.9%	10.7%	15.0%	15.4%	19.7%	17.8%	11.5%	7.3%	0.7%
	自殺率	25.3	2.6	23.3	26.1	30.7	36.0	33.7	29.2	31.4	-

資料: 平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

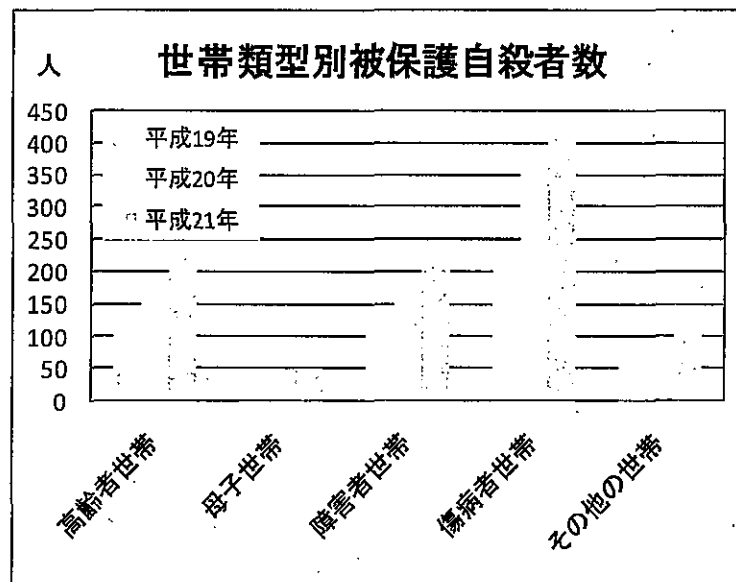
注) 自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す。

3 世帯類型別自殺者数

- 自殺者が属していた被保護世帯を世帯類型別にみると、傷病者世帯が最も多く、3年間累計で1,016人(41.2%)、次いで障害者世帯516人(20.9%)、高齢者世帯483人(19.6%)となっている。

世帯類型別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数	世帯類型別				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成19年	人数	577	109	35	117	245	71
	構成割合	100.0%	18.9%	6.1%	20.3%	42.5%	12.3%
平成20年	人数	843	151	42	189	361	100
	構成割合	100.0%	17.9%	5.0%	22.4%	42.8%	11.9%
平成21年	人数	1,045	223	52	210	410	150
	構成割合	100.0%	21.3%	5.0%	20.1%	39.2%	14.4%
累計	人数	2,465	483	129	516	1,016	321
	構成割合	100.0%	19.6%	5.2%	20.9%	41.2%	13.0%



(参考)世帯類型別被保護者数

被保護者		総数	世帯類型別				
			高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成20年	人数	1,536,210	582,030	243,790	209,950	336,810	163,630
	構成割合	100.0%	37.9%	15.9%	13.7%	21.9%	10.7%

資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されているか、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
 「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
 「障害者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯をいう。
 「傷病者世帯」とは、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯又は世帯主が傷病のため働けない世帯をいう。
 「その他の世帯」とは、上記以外の世帯をいう。

4 世帯人員別自殺者数

- 自殺者が属していた被保護世帯を世帯人員別にみると、単身世帯が多く、3年間累計で1,902人(77.2%)となっている。また、この割合は、ほぼ3年間変わらない。

世帯人員別被保護自殺者数

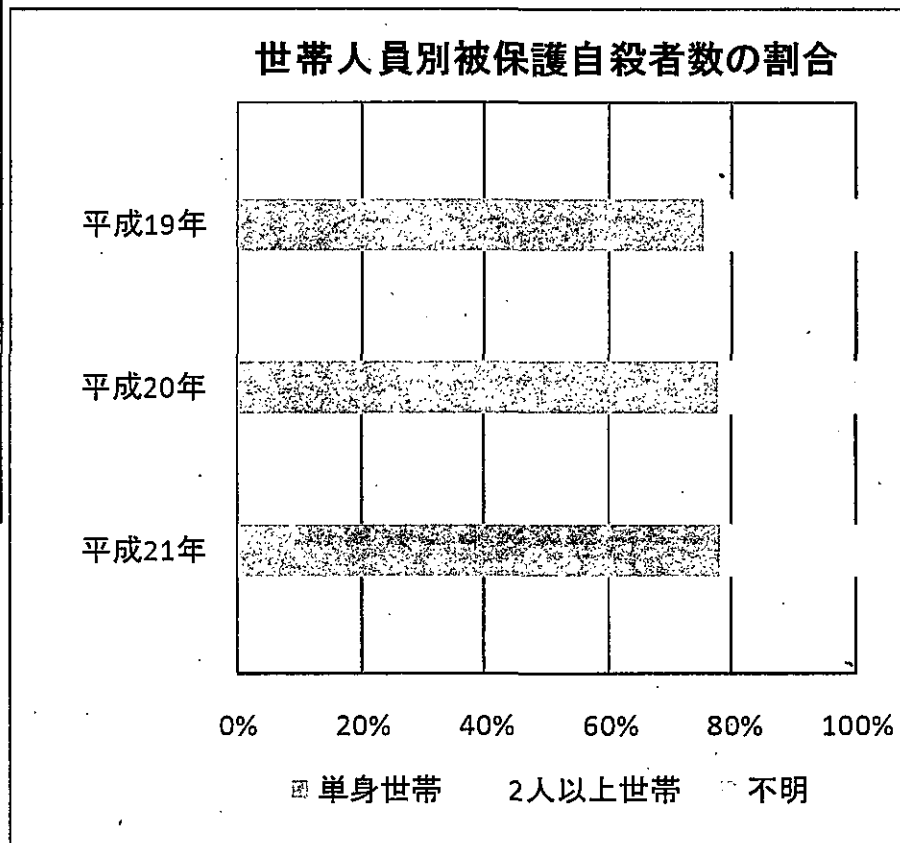
被保護自殺者		総数	世帯人員別		
			単身世帯	2人以上世帯	不明
平成19年	人数	577	434	143	-
	構成割合	100.0%	75.2%	24.8%	0.0%
平成20年	人数	843	655	187	1
	構成割合	100.0%	77.7%	22.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	813	232	-
	構成割合	100.0%	77.8%	22.2%	-
累計	人数	2,465	1,902	562	1
	構成割合	100.0%	77.2%	22.8%	0.0%

(参考)世帯人員別被保護世帯数及び被保護者数

被保護者		総数	世帯人員別	
			単身世帯	2人以上世帯
平成20年	世帯数	1,113,283	838,647	274,636
	構成割合	100.0%	75.3%	24.7%
	人数	1,537,893	838,647	699,246
	構成割合	100.0%	54.5%	45.5%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

世帯人員別被保護自殺者数の割合



5 自殺の原因・動機別割合

- 自殺の原因・動機が明らかな者について、自殺の原因、動機(複数回答3つまで)を見ると、「健康問題」が最も多く、3年間の累計で785件(59.7%)、次いで「その他」395件(30.1%)、「経済・生活問題」207件(15.8%)となっている。
- 調査手法が異なるため厳密な比較はできないが、警察庁発表の全国の自殺者の傾向と比較すると、「経済・生活問題」、「勤務問題」が少なく、「その他」が多くなっている。

被保護自殺者の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

被保護自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
年	人数								
平成19年	人数	305	39	190	44	2	17	1	80
	構成割合	100.0%	12.8%	62.3%	14.4%	0.7%	5.6%	0.3%	26.2%
平成20年	人数	448	66	271	71	5	24	5	132
	構成割合	100.0%	14.7%	60.5%	15.8%	1.1%	5.4%	1.1%	29.5%
平成21年	人数	561	78	324	92	5	27	3	183
	構成割合	100.0%	13.9%	57.8%	16.4%	0.9%	4.8%	0.5%	32.6%
累計	人数	1,314	183	785	207	12	68	9	395
	構成割合	100.0%	13.9%	59.7%	15.8%	0.9%	5.2%	0.7%	30.1%

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(参考)全国の自殺の原因・動機(複数回答3つまで)

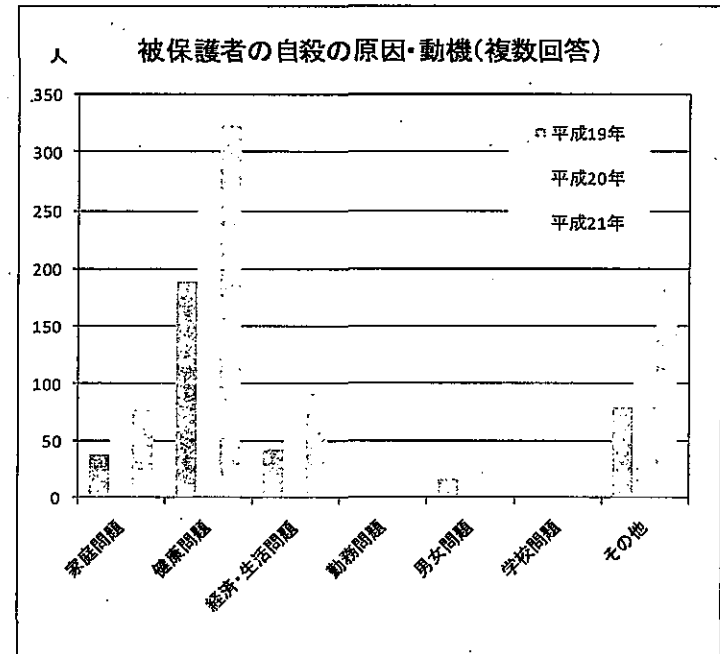
一般自殺者		総数 (実人員)	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
年	人数								
平成20年	人数	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538
	構成割合	100.0%	16.7%	64.5%	31.5%	10.3%	4.7%	1.6%	6.5%

資料:平成20年中における自殺の概要資料(警察庁)

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、各原因・動機別の和と総数(実人員)とは一致しない。

(その他の例)

- 家族の死亡等による孤独感
- 家族、知人から誹謗中傷されるなど人間関係の悩み
- 騒音問題など近隣住民とのトラブル
- 精神病院入院中、一時退院中又は退院直後に衝動的に自殺



6 精神疾患の有無別自殺者数

- 自殺者のうち精神疾患を有する者が多く、3年間の累計で1,633人(66.2%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。
- なお、被保護者数に占める精神疾患及び精神障害を有する者の割合は16.4%であるのに対し、全人口に占める推定精神疾患患者の割合は2.5%となっている。

精神疾患の有無別被保護自殺者数

被保護自殺者		総数			
			有	無	不明
平成19年	人数	577	381	194	2
	構成割合	100.0%	66.0%	33.6%	0.3%
平成20年	人数	843	581	260	2
	構成割合	100.0%	68.9%	30.8%	0.2%
平成21年	人数	1,045	671	369	5
	構成割合	100.0%	64.2%	35.3%	0.5%
累計	人数	2,465	1,633	823	9
	構成割合	100.0%	66.2%	33.4%	0.4%

(参考)精神疾患及び精神障害の有無別被保護者数

被保護者		総数		
			有	無
平成20年	人数	1,536,210	251,310	1,284,900
	構成割合	100.0%	16.4%	83.6%

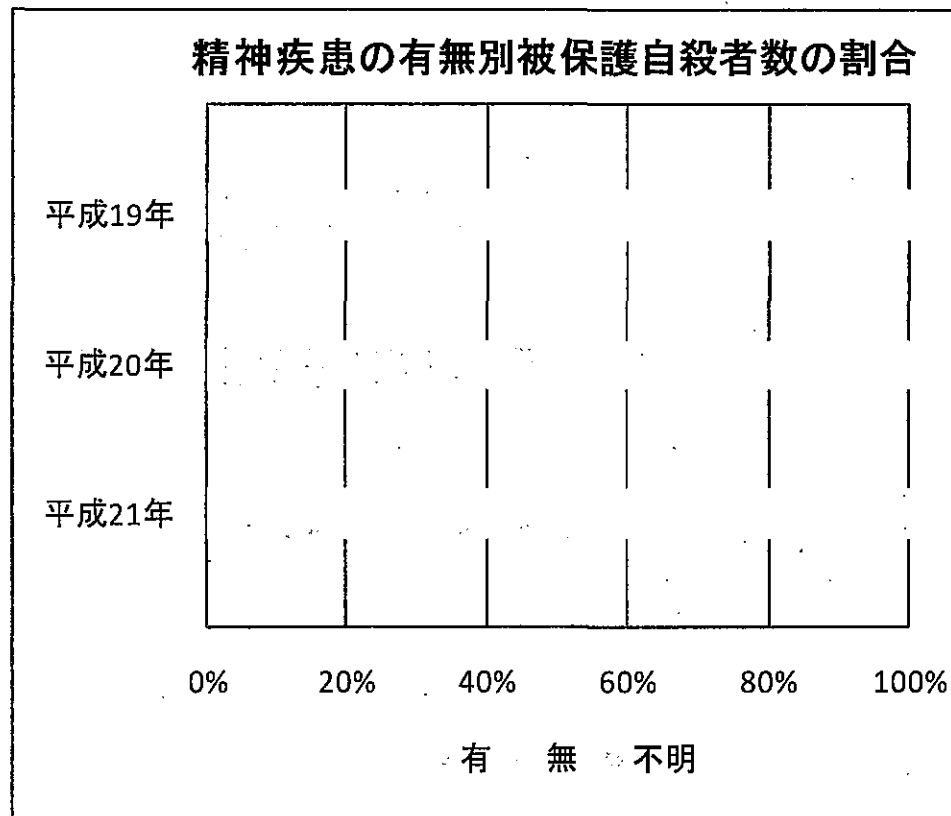
資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

(参考)全国の推定精神疾患患者数 (千人)

全人口		総数		
			有	無
平成20年	人数	127,692	3,233	124,459
	構成割合	100.0%	2.5%	97.5%

資料:平成20年患者調査、総務省推計人口(平成20年10月1日現在)

精神疾患の有無別被保護自殺者数の割合



7 保護開始理由別自殺者数

・保護開始時の理由をみると、「世帯主の傷病(精神)」が最も多く、3年間の累計で1,049人(42.6%)となっている。また、この割合は、3年間を通じてほぼ同様である。

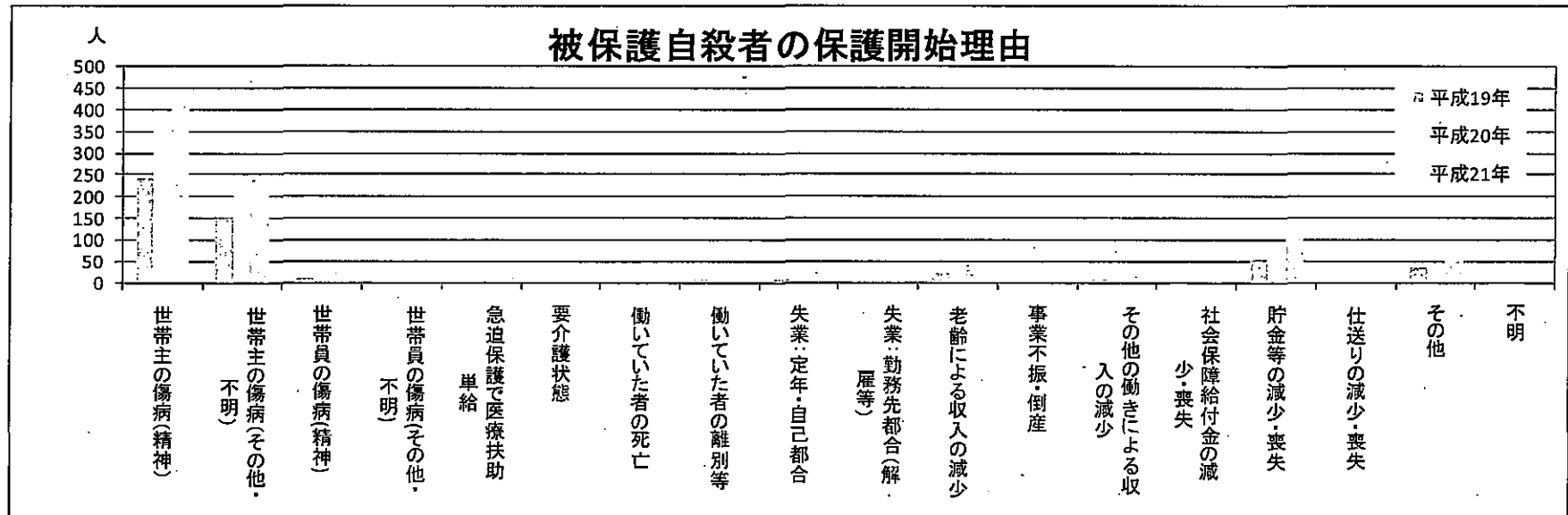
保護開始理由別被保護自殺者数

被保護自殺者	総数	世帯主の傷病(精神)	世帯主の傷病(その他・不明)	世帯員の傷病(精神)	世帯員の傷病(その他・不明)	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業:定年・自己都合	失業:勤務先都合(解雇等)	高齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明
		平成19年	人数	577	245	149	13	10	-	-	8	10	6	22	2	9	2	56	8
	構成割合	100.0%	42.5%	25.8%	2.3%	1.7%	-	-	1.4%	1.7%	1.0%	3.8%	0.3%	1.6%	0.3%	9.7%	1.4%	6.2%	0.2%
平成20年	人数	843	371	223	17	10	2	-	10	17	13	22	2	14	4	95	7	35	1
	構成割合	100.0%	44.0%	26.5%	2.0%	1.2%	0.2%	-	1.2%	2.0%	1.5%	2.6%	0.2%	1.7%	0.5%	11.3%	0.8%	4.2%	0.1%
平成21年	人数	1,045	433	238	26	16	5	1	22	28	25	44	4	20	7	106	15	53	-
	構成割合	100.0%	41.4%	22.8%	2.5%	1.5%	0.5%	0.1%	2.1%	2.7%	2.4%	4.2%	0.4%	1.9%	0.7%	10.1%	1.4%	5.1%	-
累計	人数	2,465	1,049	610	56	36	7	1	40	55	44	88	8	43	13	257	30	124	2
	構成割合	100.0%	42.6%	24.7%	2.3%	1.5%	0.3%	0.0%	1.6%	2.2%	1.8%	3.6%	0.3%	1.7%	0.5%	10.4%	1.2%	5.0%	0.1%

(参考) 保護開始理由別被保護者数

被保護者	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業:定年・自己都合	失業:勤務先都合(解雇等)	高齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	不明	
		平成20年	世帯	16,310	6,567	271	1,605	84	54	602	543	362	769	121	766	203	2,842	536
	構成割合	100.0%	40.3%	1.7%	9.8%	0.5%	0.3%	3.7%	3.3%	2.2%	4.7%	0.7%	4.7%	1.2%	17.4%	3.3%	6.0%	-

資料: 福祉行政報告例



生活保護受給者の自殺防止対策

背景

平成22年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

今後の対応

- 1 継続的に調査を実施する。
 - ① 平成22、23年は、同様の調査を実施する。
 - ② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。
- 2 予算措置を含め、以下の対応を検討する。
 - ① 福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。
 - ② 一定の救護施設※等に精神保健福祉士を配置し、その施設機能を活用した在宅の精神障害者対策(ショートステイ、通所)を拡充することにより在宅生活の維持の支援するとともに、地域の団体及び関係機関等との連携を図る「地域ネットワーク事業」を構築することにより在宅の精神障害者の自殺防止対策を充実する。

※ 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設(生活保護法第38条第1項第1号)。平成20年度で全国187か所。

精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体の取組例

- 福祉事務所において、精神疾患のある被保護者の自立支援を行っている専門職員(嘱託等)は、平成21年12月末現在で150名(精神保健福祉士59名、社会福祉士41名、保健師14名、看護師7名、その他(心理士、福祉事務所OB、施設職員など)29名)
- 生活保護の実施主体861のうち、94の実施主体に配置されている
- 居宅に訪問して行う相談・通院・服薬に関する支援や、病院と連携して行う退院支援を行っている自治体が多い
- 平成21年4月から12月では、全国で3,929名に対して支援を行い、1,528名が一定の成果を得た(各自治体の評価基準による)
- セーフティネット支援対策等事業費補助金により、上記専門職員の配置について国庫補助10/10の支援を行っている

➤ しかし、精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体は少ないため、今後、全国会議やブロック会議等の様々な機会を通じて、各地方自治体に対して、精神疾患のある被保護者を支援する専門職員の配置を働きかける。

東京都江東区 日常生活の支援

対象 精神病を患い、通院・内服を守らないといった日常生活に問題を抱えている被保護者

支援内容 専門の支援員が面接や訪問を実施するとともに、必要に応じて通院の同行や保健所・作業所・児童相談所等とのカンファレンスに参加するなどして自立支援方針を策定し、支援対象者の生活の安定、治療の専念を目指す

支援結果 20年度 対象者:67名 達成者:18名(精神科通院・内服等が守られ、日常生活が安定し、支援の目標を達成したと判断された者)

東京都江戸川区 退院促進の支援

対象 精神障害で入院中の被保護者のうち、病状が安定し地域生活での受け入れ条件が整えば退院可能である者

支援内容 医療機関と連携し、病状把握、本人の退院意欲、社会資源(グループホームなどの退院先)の確保に向けての調整を行う

支援結果 20年度 対象者:24名 達成者:7名(退院により居宅生活及び施設入所した者)

東京都江戸川区 ひきこもり改善の支援

対象 引きこもり状態にある被保護者

支援内容 支援対象者の生活状況、家庭環境、ひきこもりに至った原因等を把握し、関係機関(保健所、作業所等)と連携するとともに、保護者や本人との面接を行うなど継続した支援を行う

支援結果 20年度 対象者:15名 達成者:2名(社会的な適応能力を回復し社会参加・生活の自立ができた者)

奈良県五條市 社会生活の意欲向上支援

対象 在宅生活において、精神疾患特有の社会生活能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者

支援内容 訪問・面接によるきめ細かな支援を行い、少しでも社会生活における意欲が向上するよう精神的な励まし等を行うなどの方法により支援し、日常生活の自立・社会生活の自立を目指す

支援結果 20年度 対象者:1名 達成者:1名(意欲向上により、支援が必要なくなったと判断された者)